

12月生まれのかたから 現況届が原則不要となります

国民年金を受給しているかたには、現況届を1年に1回、誕生月に提出していただき、あなたが引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認していましたが、今年10月から受給者の皆さんの現況（生存）確認は住民基本台帳ネットワークを活用して行うことになりました。これにより、12月生まれのかたから現況届の提出は原則として不要になります。

ただし、次のかたはこれ以後も現況届の提出が必要です。

- ① 社会保険庁で保有している本人基本情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できないかた
- ② 外国籍のかた
- ③ 外国に居住しているかた

また、次の場合は、現況届以外の届が引き続き必要です。

- ① 加給年金額を受けられている場合は「生計維持確認届」
- ② 障害の程度を確認する場合は「診断書」

※なお、届出に必要な書類は、社会保険業務センターから受給者の皆さんへ送付されます。



国民年金

【問合先】
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

○こんなときには、こんな手続きを

●支払機関を変更するとき

住所や支払を受ける金融機関、郵便局を変更するときは、すみやかに「年金受給権者住所・支払機関変更届」を最寄りの社会保険事務所へ提出してください。「住所・支払機関変更届」を提出しないと、年金の支払額をお知らせする通知書が届かなかったり、希望する銀行や郵便局で年金が受けられなくなってしまいます。

また、住所が変わるときは、社会保険事務所へ届を提出するとともに、旧住所の郵便局にも届け出てください。

●年金証書をなくしたとき

「年金証書」を汚したり、なくしたときは、「年金証書再交付申請書」を最寄りの社会保険事務所へ提出して「年金証書」の再交付を受けてください。

「年金証書」は年金を受ける権利のあることを証明するものです。各種の届出や年金相談のときに必要になりますので、大切に保管してください。



消防署

十一月九日は
一一九番の日

羽島郡広域連合
☎388-1195

皆さんは、火事が発生したり救急車が必要になった場合に、迷わず消防署へ一一九番通報できますか。

消火、救急、救助活動は一分一秒を争う時間との戦いです。

一一九番通報の際、気が動転してしまったり、興奮してしまい場所や状況等を正しく言えないために、被害が拡大し、現場でのトラブルの元になり、大惨事につながることもあります。正しい一一九番通報を行えば被害の軽減ができ、生命、身体、財産を守ることになります。

災害は、いつ、どこで起きるのかわかりません。いざという時に正確な通報ができるように電話機から見える位置に一一九

番通報の仕方を書いたメモを置くことをお勧めします。

「メモの内容」

- ・火事（救急）です。
- ・場所は 町 丁目 番地です。
- ・近くに があります。
- 例 建物、公園などが燃えています。
- ・病人ケガ人がいます。
- ・私の名前は で
- ・電話番号は

落ちついて正確な通報ができるように常日ごろから心がけてください。



火事です。（救急車をお願いします。）
〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
家〇〇〇〇番
電話番号は〇〇〇〇番
です。